

河川法第24・26・27条許可（準用河川）

1. 「申請時」に提出して頂く書類（2部提出，許可時に1部返却）※副本は白黒コピーでも可

- 申請書 ※申請者印押印 【様式：河川法第24・26・27条 許可申請書】
- 計画説明書
- 位置図（住宅地図等に工事箇所を明示）
- 地籍図（法務局の公図：不動産登記法14条の地図等）
- 丈量図（占用面積求積図）
- 平面図
- 縦断面図
- 横断面図
- 構造図（高松市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例および同条例施行規則を遵守のこと。H24.10.1 施行）
- 誓約書（利害関係者の通知等） 【様式第1号】
※申請者印押印
- 同意書（誓約書に記載された利害関係者の同意） ~~【様式第2号】~~
※水利関係者（土地改良区および水利組合）の代表者印押印
※水利関係者以外に利害関係者が存在する場合，その方の押印
- 写真（工事箇所の現況写真）
- その他

注) 原則として，床版の架設については橋台を設け，護岸に直接荷重が掛からない構造とし，最小限の延長とすること。（最小限の延長とは，1宅地当り4mとし，開発道路等については道路幅員に隅切り部分を足した延長）

なお，これらの延長を超えるものについては，維持管理者（しゅんせつ等通常の維持管理者）の押印のある維持管理証明書を添付すること。【任意様式：参考例を参照】

2. 「完了後」に提出して頂く書類（1部提出）

- 完了届
- 許可書の写し
- 写真（着手前・施工状況・竣工）※占用物件を全て撮影